

第 23 号 議 案

県立高等学校等条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

県立高等学校等条例の一部を改正する条例

県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第 1（第 1 条関係）		別表第 1（第 1 条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
長崎県立鶴南特別支援学校	略	長崎県立鶴南特別支援学校	略
長崎県立時和特別支援学校	西彼杵郡時津町		
略		略	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

「長崎県立鶴南特別支援学校時津分校」を本校化し、「長崎県立時和特別支援学校」を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。